

給水装置工事設計施工基準

令和 2 年 1 1 月

筑紫野市

略 記

「法」	＝水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
「施行令」	＝水道法施行令 (昭和 32 年政令第 336 号)
「施行規則」	＝水道法施行規則 (昭和 32 年厚生省令第 45 号)
「基準省令」	＝給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成 9 年厚生省令第 14 号)
「厚生省告示」	＝給水装置の構造及び材質の基準に係る試験 (平成 9 年厚生省告示第 111 号)
「給水条例」	＝筑紫野市水道事業給水条例 (昭和 34 年筑紫野市条例第 14 号)
「施行規程」	＝筑紫野市水道事業給水条例施行規程 (昭和 34 年筑紫野市公営企業管理規程第 3 号)
「基準規程」	＝筑紫野市給水装置の構造及び材質の基準に関する規程 (平成 10 年筑紫野市公営企業管理規程第 1 号)
「指定工事業者規程」	＝筑紫野市指定給水装置工事業者規程 (平成 9 年筑紫野市公営企業管理規程第 7 号)
「主任技術者」	＝給水装置工事主任技術者
「管理者」	＝筑紫野市長
「指定工事業者」	＝筑紫野市指定給水装置工事業者

目 次

第 1 章	総則	
1. 1	目的	1
1. 2	給水装置の定義	1
1. 3	給水装置の種類	1
1. 4	給水装置工事の種類	2
1. 5	給水方式	2
1. 6	給水装置工事の施工における遵守事項	3
1. 7	給水装置及び水道メーターの管理	3
第 2 章	指定給水装置工事事業者	
2. 1	指定給水装置工事事業者制度	5
2. 2	指定の要件	5
2. 3	指定工事事業者の責務	6
2. 4	主任技術者の職務	8
2. 5	主任技術者の役割	9
2. 6	主任技術者に求められる知識と技能	9
2. 7	基準適合品の使用等	13
2. 8	指定工事事業者による主任技術者への支援	14
2. 9	給水装置工事記録の保存	14
第 3 章	給水装置の構造及び材質	
3. 1	給水装置の構造及び材質の基準	16
3. 2	給水装置の主な種類	25
第 4 章	給水装置の計画	
4. 1	給水装置の基本計画	32
4. 2	給水方式の決定	33
4. 3	計画使用水量の決定	34
4. 4	給水管の口径決定	43
4. 5	水道直結式スプリンクラー	62
4. 6	図面作成	63

第 5 章 工事施工に伴う申請手続等

5. 1	給水装置工事の施工承認	68
5. 2	給水装置工事の申込	69
5. 3	工事変更等の取り扱い	70
5. 4	道路占用許可申請書等諸届	71
5. 5	メーターの貸与	72
5. 6	施工水栓	72
5. 7	工事竣工検査の申込	73
5. 8	工事記録写真	74
5. 9	給水条例第 6 条の費用負担とそれに伴う寄付採納、 維持管理の取扱い	75

第 6 章 給水装置工事の施工

6. 1	給水管の分岐	79
6. 2	給水管のバルブ等の設置位置	84
6. 3	配管工事	89
6. 4	水道メーターの設置	94
6. 5	元付け型浄水器等の使用	99
6. 6	受水槽設備	101
6. 7	接合方法	109
6. 8	土木工事	110
6. 9	施工管理	116
6. 10	水の安全・給水装置保護対策	117
6. 11	検査	121
6. 12	維持管理	124

資 料	129
-----	-----